

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和8年1月27日

山口県知事 村岡嗣政

1 物品等の概要

次に掲げる物品等の調達

(1) 物品等の名称及び数量

POSレジ 26台

キャッシュレス決済端末 59台

(2) 物品等の特質等

「3の(1)応募要項の配布」により配布する仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和8年9月30日

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、大分類「02・電気通信機器類」について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特A又はAの等級に格付されている者又は大分類「05・電気通信サービス」、大分類「06・コンピュータサービス」若しくは大分類「99・その他」について業務の委託の特A又はAの等級に格付されている者であること。
- (4) この手続の開始の日から令和8年2月20日（金）までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(5) 複数の事業者による共同提案を行う場合、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、県への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。

イ 構成事業者全てが、法人格を有していること。

ウ 構成事業者全てが、2の(1)～(4)の参加資格を満たしていること。

エ 構成事業者全てが、他の単独又は共同提案の構成事業者として、本調達に参加していないこと。

3 手続等

(1) 応募要項の配布

令和8年1月27日午前9時から令和8年2月12日午後5時までの間、山口県会計管理局会計課のホームページの「山口県キャッシュレス対応POSレジ及びキャッシュレス決済端末機器調達公募型プロポーザルの実施について」に掲載することにより行う。

(2) 参加表明書の提出方法、提出先及び受領期限

ア 提出方法

山口県会計管理局会計課へ事前に連絡のうえ、電子メールにより提出すること。

イ 提出先

山口県会計管理局会計課

ウ 受領期限

令和8年2月12日午後5時

(3) 企画提案書の提出方法、提出先及び受領期限

ア 提出方法

山口県会計管理局会計課へ事前に連絡のうえ、電子メールによること。

イ 提出先

山口県会計管理局会計課

ウ 受領期限

令和8年2月20日午後5時

(4) 審査

審査は、次の審査委員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を令和8年2月下旬に行う。

兼清 宏之

松田 弘之

木本 浩慈

松田 太

弓立 康之

4 その他

(1) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 参加表明者の提出時において2の(3)の要件を満たしていない者にあつては、提案者の提出時までこれを満たすことをもって足りる。

(5) この手続の開始後に、2の(3)に掲げる資格の申請をする場合は、令和8年2月12日午後5時までに山口県会計管理局物品管理課（電話 083-933-3960）に申請書を提出すること。

(6) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(7) 詳細については、山口県会計管理局会計課（電話 083-933-3910）に問い合わせること。